

～駿東伊豆消防本部からのお願い～ 「野焼き」による火災が多発しています！

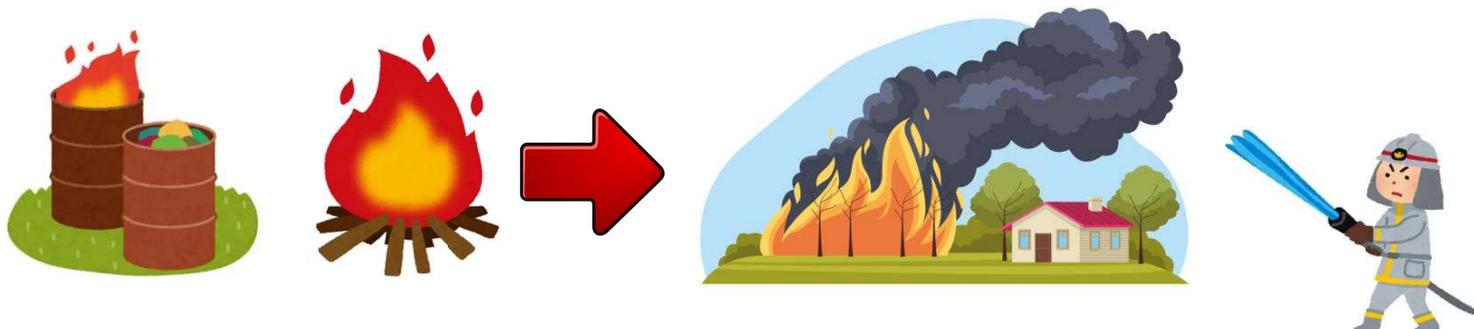


駿東伊豆消防本部管内では、令和7年に沼津市戸田や伊豆市田代で大規模な山火事が発生するなど、屋外での焼却行為（野焼き）による火災が多発しています。

野焼きは、強風などによりあっという間に燃え広がり、消火が困難となるほか、火の粉の飛散により、離れた建物などが燃えたり、大規模な山火事に発展したりするおそれがあります。

火災による被害は、ご自身のほか、近隣の皆さんや地域全体にも被害が及ぶ可能性がありますので、屋外での火の取扱いには十分注意してください。

STOP 野焼き！ NO MORE 火災！



焼却設備を使用せず、廃棄物を屋外で焼却する行為は「農業や林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」などの一部の例外を除き、法律で**禁止**されています。

⚠ やむを得ず野外で焼却を行う際は、次の点に注意しましょう。

- ・風の強い日や空気が乾燥した日には行わない。
- ・消火用具を準備し、焼却中はその場を離れない。
- ・焼却終了後は、確実に消火する。
- ・建物や可燃物の近くで行わない。
- ・野焼き等をする際は「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を作成し、**事前**に最寄りの消防署へ届け出てください。
※この届出は焼却行為を許可するものではありません。

お問合せ先

駿東伊豆消防本部 消防部予防課

電話 055-920-9101

